

心身に障害のある方、難病の方へ 各種手当・助成のご案内

障害福祉課業務係・内線1511

市や都、国は、心身に障害のある方、難病の方が地域で安心して暮らせるよう、各種手当の支給や医療費の助成(左表を行っていただきます(所得制限があります)。これらの手当・助成を受けるには申請が必要です。該当

する方で申請したことがない方や、以前は非該当で新たに基準に該当するようになった方は、障害福祉課業務係(市役所1階1番窓口)でお早めに手続きをしてください。現在、支給や助成を受けている方は手続きの必

要はありません。これらの手当を受けている方で、施設に入所した方や住所・口座番号の変更などがある方は障害福祉課へご連絡ください。

心身障害者医療費受給者証(障受給者証)は8月31日(火)で有効期限が切れ、9月1日(水)から新しい受給者証(浅黄色)に替わります。引き続き対象とな

る方には新しい受給者証を8月20日(金)に発送します。届かない場合はお問い合わせください。

心身障害者(児)手当など一覧		令和3年7月現在	
手当などの種類	対象となる方	手当・助成を受けられない方	手当月額 支給月
市の制度	心身障害者手当	①難病手当受給者 ②心身障害者福祉手当受給者 ③施設入所者 ④65歳以上で新たに左記に該当した方 ⑤児童育成(障害)手当受給者	6,000円 4月8月12月
	難病手当	▷心身障害者手当受給者 ▷上記②③⑤該当者 ▷65歳以上で新たに左記の特殊疾病の認定を受けた方	4,500円 6,000円
都の制度	心身障害者福祉手当	▷心身障害者手当受給者 ▷上記①③④該当者	15,500円 4月8月12月
	重度心身障害者手当	▷施設入所者 ▷病院などに3か月を超えて入院している方 ▷65歳以上で新たに左記に該当した方	60,000円 毎月
国の制度	特別障害者手当	▷施設入所者 ▷病院などに3か月以上入院している方	27,350円 5月8月11月2月
	障害児福祉手当	▷施設入所者 ▷当該障害を支給理由とする年金の受給者	14,880円
その他	心身障害者医療費助成制度	▷生活保護受給者 ▷65歳以上で新たに左記に該当した方	自己負担分医療費の一部を助成

●65歳未満で心身障害者手当または難病手当を受給中の方が、より月額の高い手当の対象となる障害に該当された場合は、今まで受給していた手当を中止し、新しく該当した障害で一覧上段の3種の中から受給できる手当を申請し直すことができます(一部例外がありますので、くわしくはお問い合わせください)。
●表中「施設入所者」の施設とは、障害者支援施設、障害児入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設、のぞみの園などです。グループホームは含みません。

特別障害者手当・障害児福祉手当・心身障害者手当・難病手当を振り込みます

令和3年度の第2回支給分を8月13日(金)までに指定口座へ振り込みます。

心身に障害がある方へ、新型コロナウイルスワクチン接種にかけるタクシー、リフトタクシーの助成券を交付

在宅で生活している障害者が、新型コロナウイルスワクチン接種のためにタクシー、リフトタクシーを利用する(した)場合、費用の一部を助成します。くわしくは、市ホームページをご覧ください。

対象 次の要件をすべて満たす方

▽身体障害者手帳1級〜3級(3級は下肢・体幹・内部障害のいずれかが、単独の障害で3級)、または愛の手帳1度・2度▽新型コロナウイルスワクチンの接種券が交付されている▽接種場所への移動にタクシーを利用する(した)。ただし、介護保険施設や障害者(児)支援施設、市外のグループホームなどに入所している方や、病院などに入院している方は除きます。

助成額 最大2400円(600円×4枚)分のタクシー券

「1回の利用につき、600円券を1枚交付。有効期限は令和4年3月31日(木)まで」

●申請方法 既存のタクシー・ガソリン費助成事業によるタク

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活が困窮している世帯に対して支援金を支給します。支給要件や申請方法等、くわしくは、市ホームページをご覧ください。

消費生活相談員(会計年度任用職員)を募集します

応募方法など、くわしくは市ホームページをご覧ください。

業務内容

消費生活に関する相談業務、啓発関連業務
消費生活相談員、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれかの資格をもち、実務経験があり、パソコンの基本操作ができる方

任期

令和4年3月31日(再度任用の可能性あり) 勤務週4日 報酬月額21万円 募集人数1人(選考)

生活安全課消費生活センター

係・内線4871

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活が困窮している世帯に対して支援金を支給します。支給要件や申請方法等、くわしくは、市ホームページをご覧ください。

公開する会議日程

●対象 総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯(このほかに、収入や資産、求職活動等の要件があります)

支給額(月額)

▽単身世帯 6万円▽2人世帯 8万円▽3人以上世帯 10万円

支給期間

最大3か月

申請期限

8月31日(火)

制度について

厚生労働省コールセンター ☎0120(46)8030 支給要件や提出書類等について 立川市くらし・しごとサポートセンター ☎(503)4308

公開する会議日程

●教育委員会定例会 8月5日(木)午後3時から 8月26日(木)午後1時30分から 市役所3階302会議室 各20人 教育総務課庶務係・内線2465

都市計画審議会

8月16日(月)午後2時から 市役所3階302会議室 10人 都市計画課都市総務係・内線2365

今月の納期 8月2日

▷固定資産税・都市計画税第2期分▷国民健康保険料第1期分▷後期高齢者医療保険料第1期分▷介護保険料第1期分

納付書裏面等に記載の場所で納付してください
市税=収納課管理係・内線1240、国民健康保険料=保険年金課賦課係・内線1416、後期高齢者医療保険料=保険年金課賦課係・内線1406、介護保険料=介護保険課介護保険料係・内線1446

会議、講演会等に手話通訳等を希望する方は開催1週間前までに各問い合せ先、または下記ファクスまでお申し込みください

お問い合わせ先 (521)2653